

福井駅周辺における歩行者空間活用に向けた官民連携可能性調査業務 仕様書

1 委託業務名 福井駅周辺における歩行者空間活用に向けた官民連携可能性調査業務

2 委託期間 契約締結日から令和4年3月1日(火)まで

3 業務の目的

歩行者利便増進道路(ほこみち)(以下「ほこみち」という。)制度を活用し、歩行者空間に商業・飲食業機能を導入するにあたり、その整備手法として、民間活力の導入可能性を検討するとともに、ほこみち制度利用により、道路空間の継続的利用に対する福井駅周辺のにぎわい創出への効果について、「先導的官民連携支援事業」に沿って、必要な調査を実施するものである。

については、対象エリアにおける歩行者空間の社会実験を実施し、その結果を踏まえ、ほこみち制度等を活用した道路の利活用計画を検討することを目的とする。

4 対象エリア

福井駅周辺における歩行者空間活用に向けた官民連携可能性調査業務(以下「本業務」という。)における検討範囲については、以下のとおりとする。

(1) 中央大通り(県道、道路延長L=約400m、幅員W=44m)

(2) 県庁線(市道、道路延長L=約130m、幅員W=20m)

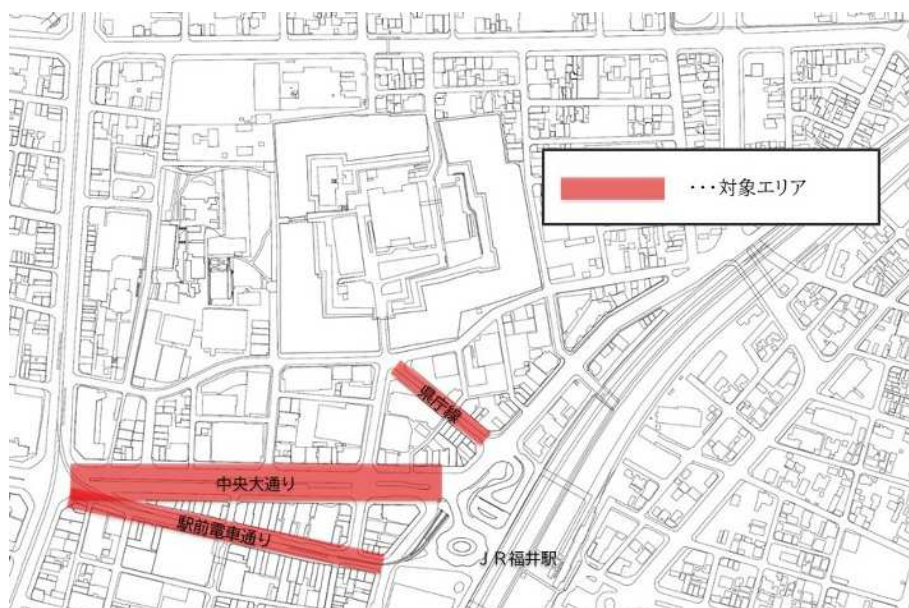
(3) 駅前電車通り(市道、道路延長L=約270m、幅員W=22m)

5 社会実験

(1) 期間: 令和3年10月の2週間程度

(2) 実施エリア: 対象エリアで検討を行うこと

(3) 運営等: 社会実験に係る設営及び期間中の運営、撤去は別途業務にて実施



6 業務の詳細

本業務は、道路空間の有効活用策として「ほこみち制度」を活用し、新しいまちの楽しみ方を検討するための社会実験である。ただし、次の事項に沿って実施するものとする。

(1) 業務計画書の作成

業務着手にあたり、これまでの実績や他市の類似事例を踏まえ、業務内容を把握し、実施体制、実施工程などについて、業務計画を立案し、業務計画書として取りまとめること。

(2) トライアルサウンディングの事前準備

トライアルサウンディング手法を用いた社会実験の実施を前提とし、社会実験参加事業者を公募するにあたって必要な情報を整理するとともに、近隣事業所等に対する利用ニーズや競合施設の有無、近隣飲食店に対する出店可能性及び営業への影響等を調査するなど、事前準備を行うこと。

(3) 対象エリアにおける利活用計画及び社会実験計画の作成

対象エリアにおける利活用計画については、コンセプト及び利活用方法、手法、運用体制の検討を含めた上で作成すること。また、対象エリアにおける道路空間の社会実験計画については、周辺道路も含めた交通への影響、賑わいや周辺エリアへの回遊性の検討も含めた上で作成すること。

(4) 調査及び結果分析

社会実験計画の検討に基づき、必要となる調査（実施期間中の利用者及び出店者へのアンケート、事前・実施期間中の歩行者交通量調査など）を行った上で、調査結果を分析すること。なお、分析にあたっては、出店事業者の収支分析を提示するとともに、出店にあたって留意すべき事項の提案を行うこと。

(5) 公募占用指針の作成

「ほこみち制度」の趣旨を鑑み、同制度活用に向けた公募対象歩行者利便増進施設等の占用にかかる指針を作成すること。なお、占用予定者の選定にあたっては、可能な限り定量的に評価できるような項目を盛り込むこと。

(6) 事業報告書の提出

事業完了後は事業完了報告書を作成し、発注者に提出すること。なお、報告書は紙媒体並びに電子データで取りまとめるものとし、報告書の中でほかの文献、資料等を引用した場合は、出典名を報告書に記載すること。

提出物：本業務の実施結果及びその成果を記載した事業完了報告書

アンケート調査結果、経費内訳書を含む

紙媒体12部（A4版カラー、簡易製本）、電子データ一式

：写真、映像等履行状況が確認できるもの

紙媒体12部、電子データ一式

提出期限：令和4年3月1日（火）

発注者の求めに応じ、12月頃に中間報告書を作成すること。

(7) 事業報告書の取りまとめ

本業務は、国土交通省総合政策局所管の先導的官民連携支援事業に選定されていることが

ら、事業報告書の取りまとめにあたっては、以下のURLに掲載された先導的官民連携支援事業報告書フォーマットを参考に、関係者以外にも理解しやすいように、分かりやすく整理すること。

先導的官民連携支援事業報告書フォーマット

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000066.html

調査終了後、報告書の内容について国土交通省から問い合わせや根拠資料の提出要求があった場合には、対応を依頼する場合がある。

なお、調査終了後、国土交通省の第三者委員会において、先導的官民連携支援事業による調査全体の中から任意に選定の上、調査結果について報告を求められることがあるため、これを念頭に検討内容の精査、分かりやすい報告書の作成に留意すること。

(8) 留意事項

第三者への委託

- ・本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を委託することについてあらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

安全対策及び許可等の手続き等

- ・本業務を遂行するにあたっては新型コロナウイルス感染症対策及び十分な安全対策を講じること。また、不測の事態に備え、必要な保険に加入するほか、緊急対応が可能な体制を整えること。なお、本業務に必要な許可等の手続きは受注者が行うこと。

関係機関との打ち合わせ

- ・本業務を遂行するにあたっては発注者及び関係団体等と随時打ち合わせを行い、その記録は受注者が作成すること。なお、打ち合わせに係る費用等は受注者が負担すること。

個人情報の取扱い

- ・本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受注者が取り扱う個人情報については、市の保有する個人情報として福井市個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

著作権の取扱い

- ・本業務の成果物に対し、著作権法に規定する著作権が発生する場合、その権利は、成果物の引渡しとともに、発注者に帰属するものとする。ただし、受注者の著作権の行使につき発注者の承諾又は合意を得た場合については、この限りではない。
- ・成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受注者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、すべて受注者の責任において処理するものとする。

賠償責任

- ・疫病、食中毒、暴雨風、地震、火災、暴動その他発注者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象などの不可抗力により業務履行が困難になった際、受注者に損害が生じる場合においても、発注者に対しその賠償を請求することができないものとする。

る。また、受注者はその責めに帰する事由により、業務履行に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を受注者の負担により賠償するものとする。

成果物に契約不適合がある場合の訂正

- ・納品後に成果物に契約不適合があることが判明した場合は、受注者は発注者の指示により速やかに訂正しなければならない。

関係法令の遵守

- ・関係法令を遵守し、その適用及び運用に関しては、受注者の責任において適切に行うこと。

定めのない事項等

- ・その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

(9) その他

本仕様書は本業務の基本的事項を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル終了後、選定された事業者と発注者との協議により、改めて決定する。